## 沖縄県国際交流団体連絡会会則

(名称)

第1条 本会は、沖縄県国際交流団体連絡会(以下「連絡会」という。)と称する。

(目的)

第2条 連絡会は、沖縄県における国際交流団体相互の情報交換及び相互連携を図り、 もって沖縄県における国際交流事業を効果的に推進することを目的とする。

(構成)

第3条 連絡会は、沖縄県内において国際交流に関する活動を行っている団体等で第2 条の目的に賛同する者をもって構成する。

(議長)

- 第4条 連絡会に議長を置く。
- 2 議長は、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団理事長の職にある者をもって充てる。
- 3 議長がやむを得ない事情により会に出席できない場合は、議長が指名した者 が職務を代理する。

(連絡会議)

第5条 連絡会議は原則として年1回とし、議長が開催する。

(入会)

第6条 連絡会への入会は、入会申込書(様式第1号)を議長に提出し、議長の承認を 得るものとする。

(退会)

第7条 退会する場合は、議長に退会届(様式第2号)を提出するものとする。

(資格の停止)

第8条 電信、郵送による議長との連絡が1年以上途絶えた場合、連絡会における資格を 停止し、連絡会議への参加、便覧への記載などを一時停止するものとする。

(補足)

第9条 この会則に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この会則は、平成26年6月13日から施行する。

附則

この会則は、平成27年7月17日から施行する。